

チェック表

(静岡県教育委員会後援名義の使用承認を申請する際の参考にしてください。)

書類を提出する際に確認し、□欄にチェックして(レ点を付して)ください。

1 申請手続き

- (1) 学校教育（私立学校における教育を除く。）、社会教育、学校体育及びスポーツ（生涯スポーツを除く。）に関する事業である。 □
- (2) 該当する主な分野
- 幼児教育 □ 義務教育 □ 高校教育 □ 特別支援教育
- 社会教育（文化を除く。） □ 学校体育及びスポーツ（生涯スポーツを除く。）
- (3) 申請手続きは、名義使用開始予定日の概ね2月前である。 □

2 主催者

- (1) 個人、親睦団体や営利団体等（申請する事業が公益を目的として行われている場合は除く。）ではない。 □
- (2) 政治的な活動又は宗教的な活動を行う団体ではない。 □
- (3) 静岡県暴力団排除条例（平成23年静岡県条例第25号）第2号に規定する暴力団等ではない。 □
- (4) 事務組織を有し、必要な資金が確保できている。 □

3 事業

- (1) 原則として、継続して3回以上の開催実績がある。又は継続して予定のない1回限りの事業である。 □
- (2) 主催者の構成員の親睦を目的とするものではない。 □
- (3) 事業の規模が広域的で参加対象者が単独の市町の住人ではない。（参加者が概ね100人以上である。） □
- (4) 営利事業ではなく、参加料は無料又は実費程度の料金である。 □
- (5) 特定の政治的活動や宗教的活動を内容としない。 □
- (6) 公序良俗に反しないで、その他社会的な非難を受けるおそれがない。 □
- (7) 事業の実施にあたって、安全上及び公衆衛生上の適切な措置を講じている。 □
- (8) 事業名称が特定の個人の功績を称える等の事業でないこと。 □

4 添付書類

- (1) 主催者の規則、会則、定款等の資料が添付されている。また、最新のものである。 □

- (2) 主催者の役員等簿が添付されている。また、役員名と役職が明記されている。
- (3) 収支予算書が添付されている。また、収支は原則ゼロになる。
- (4) 前年度の資料等が添付されている。また、新たに後援承認を受けようとする場合は、過去3回の実績が分かるもの。

連絡先（担当）

幼児教育、義務教育に関すること	義務教育課	0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 4 0
高校教育に関すること	高校教育課	0 5 4 - 2 2 1 - 3 6 5 6
特別支援教育に関すること	特別支援教育課	0 5 4 - 2 2 1 - 2 4 5 4
社会教育に関すること	社会教育課	0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 6 1
学校体育及びスポーツに関すること	健康体育課	0 5 4 - 2 2 1 - 3 1 7 4
その他後援に関するお問い合わせ	教育総務課	0 5 4 - 2 2 1 - 3 6 7 5